平成２２年（フ）第６２９号
金沢市入江１丁目312番地
破産者　山中印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
静岡県伊東市宇佐美1817番地の１
破産者　有限会社森田海運
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
三重県鈴鹿市下箕田１丁目４番５号
破産者　濵口　秀之
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８６号
三重県亀山市和田町1193番地42、前住所三重県津市木造町1750番地
破産者　舘　　勲
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７４号
岡山市北区中仙道１丁目１番15号
破産者　有限会社フラワー花駒
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７５号
岡山市南区福田363―32　第一福田コーポ１号室、住民票上の住所岡山県倉敷市日畑1031番地７
破産者　本原　城治
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５１号
宮崎市大字大瀬町113番地
破産者　灘工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９３５１号
大阪市生野区中川１丁目２番21―506号
破産者　坂本　典子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０６１号
大阪府摂津市三島３丁目15番17―405号
破産者　山田　俊一
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７４号
大阪市此花区朝日２丁目２番６号
破産者　中川　　正
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７号
岡山県真庭市蒜山下福田567番地２　第３ＡＳＫロイヤルコーポ103号
破産者　淀金　勇吉
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１９３３号
北海道千歳市日の出２丁目２番７号
破産者　明間　広宣
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６８号
北海道帯広市西12条南11丁目１番地　ハイムリバーサイド103号室、住民票上の住所札幌市西区山の手２条５丁目２番１―506号
破産者　中野　宏昌
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００９号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番12号
破産者　長谷川　淳
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４０号
仙台市宮城野区萩野町１丁目14番地の11　セザール第二宮城野原205
破産者　田結庄斗空馬
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８７号
宮城県名取市美田園５丁目24番地の１　プレッソすみれ101号
破産者　渋谷やよい
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２３号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番６号　桜ケ丘県営住宅611、従前の住所仙台市若林区かすみ町３番24―101号
破産者　八矢　　浩
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
茨城県水戸市堀町1129番地の30
破産者　小浜　嘉吉
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
茨城県水戸市堀町1129番地の30
破産者　小浜　康子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０１号
茨城県ひたちなか市大字中根4865番地10
破産者　小野寺　誠
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所